

移住支援金対象法人登録 マニュアル

【移住支援金対象法人登録の流れ】		P4~
ステップⅠ	①「就活ラインとやま」登録	P4
ステップⅡ	② 対象法人登録申請	P7
ステップⅢ	③「就活ラインとやま」 求人情報登録	P12

【登録後の流れ】	P19~
④求人情報掲載	P20
⑤制度対象者が就業した場合	P21

すでに「就活ラインとやま」に登録済みの法人は②登録申請から手続きを進めてください。

県内企業への就職を考える方（学生、社会人等）に対して、県内企業情報やインターンシップ・求人に関する情報を発信することを目的としたウェブサイトです。

[企業検索](#)[求人検索](#)[インターンシップ検索](#)[ログイン](#)[新規登録](#)

企業 **1,298** 社

求人 **1,185** 件

＜ステップⅠ＞

①「就活ラインとやま」登録

①「就活ラインとやま」登録方法（１）

まずはウェブサイトアクセスしてください。

<https://shukatsu-line.pref.toyama.lg.jp/>

就活ラインとやま



企業検索

求人検索

インターンシップ検索

ログイン

新規登録

MENU

個人新規登録

企業新規登録

保護者向け新規登録

※すでに登録済みの法人は、再度登録する必要はありません。

①「就活ラインとやま」登録方法（2）

旧サイト※に登録されていた法人は、
『データ引き継ぎ』ボタンからデータの
引継ぎをお願いします。

※「企業ナビとやま」、「インターンシップナビとやま」、
「とやまUターンガイド」

旧サイト未登録の法人は『新規登録』
ボタンから新規登録をお願いします。

企業登録

1 ご案内 2 法人番号登録 3 企業情報入力 4 認証 5 登録完了

ご案内

新規で登録される企業の方

「企業ナビとやま」「Uターンガイドとやま」「インターンシップナビとやま」に登録された事がない企業の方は下記のボタンから新規登録をお願いします。

新規登録

旧サイトに登録されていた企業の方（1）

以下に該当される企業の方は下記のボタンからデータの引き継ぎをお願いします。

- 「企業ナビとやま」「Uターンガイドとやま」のどちらか、もしくは両方に登録されていた企業の方
- 「企業ナビとやま」「Uターンガイドとやま」「インターンシップナビとやま」すべてに登録されていた企業の方

データ引き継ぎ

[アカウント引き継ぎマニュアルはこちら](#)

「企業ナビとやま」、
「とやまUターンガイド」
に登録されていた法人

旧サイトに登録されていた企業の方（2）

以下に該当される企業の方は下記のボタンからデータの引き継ぎをお願いします。

- 「インターンシップナビとやま」のみに登録されていた企業の方

データ引き継ぎ

[アカウント引き継ぎマニュアルはこちら](#)

「インターンシップナビ
とやま」にのみ登録され
ていた法人

<ステップⅡ>
②対象法人登録申請

申請登録にあたっては、下記の提出物を郵送または持参にて提出してください。

「(1) 対象法人登録申請書」のみ、電子メールでの提出も受け付けます (※)

※「(2) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書その他必要な書類等」は、正本を郵送または持参にて提出してください。

【提出物】

(1) 対象法人登録申請書

P10以降の記載例に添って、
記入(入力)をお願いします。

(2) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの)、
その他必要な書類等

【提出先】

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県 商工労働部 多様な人材活躍推進室 人材確保推進課

【(1) 申請書メール提出先】

Mail: atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp

件名:【対象法人申請】〇〇株式会社

②対象法人登録申請(2)

①対象法人登録申請書を手
※就活ラインとやま「移住支援金特設ページ（法人向け）」
に掲載しています。

富山県 移住支援金制度概要

Message

とやまに移住で最大100万円！

富山県 移住支援金制度について

移住支援金制度は、東京圏への一極集中の是正及び地方の中小企業等における人手不足の解消を目的に、東京23区（在住者又は通勤者）から富山県内に移住し、対象法人に就業した方に移住支援金※を支給する制度です。

（※世帯の場合は100万円[単身の場合は60万円]

さらに、子育て世代には18歳未満の子供1人につき、最大100万円を上乗せして支給いたします。

※ただし、子育て世代の加算分については、令和4年4月1日以降に、移住・就業したものに限りです。

※令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、移住支援金の申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者1人につき、最大30万円を加算します。

※令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、移住支援金の申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者1人につき、最大100万円を加算します。

移住支援金対象者の要件・申請手続

移住支援金特設ページ（法人向け）

移住支援金対象の求人一覧

移住支援金対象 診断チェック

市町村別情報

各市町村の特長や、就職に関する支援制度、企業情報をご紹介します。

市町村情報を見る

富山へのU/Iターンを
お考えの皆さまへ

移住支援金制度を活用し、
理想の暮らし・働き方をかなえてみませんか。



移住支援金情報を見る

暮らしの情報を見る

※移住支援金の申請は各市町村窓口まで

②対象法人登録申請(3)

申請様式（記載例）

(様式 4)

富山県知事 新田 八朗 殿

申請年月日 2025年4月1日

【記載例】富山県移住支援金対象法人に係る登録申請書

下記のとおり富山県移住支援金対象法人の登録を申請します。

1 申請者欄

フリガナ	トヤマタロウカブシキガイシャ	フリガナ	トヤマ タロウ
法人名	富山太郎株式会社	法人の代表者氏名	富山 太郎
本店所在地	〒930-8501 富山県富山市新緑曲輪-7	電話番号	076-444-4558
法人番号	1 2 3 4 5 6 - 7 8 9 0 1 2 3	法人番号を13桁で記入してください。	

2 申請者に係る確認事項(該当する欄に○を付けてください)

(1)国が定める共通要件

公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと	該当する	該当しない
資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（※1）ではないこと	該当する	該当しない
みなし大企業ではないこと（※2）	該当する	該当しない
本店所在地が東京圏（※3）のうち条件不利地域（※4）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと	該当する	該当しない
雇用保険の適用事業主であること	該当する	該当しない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと	該当する	該当しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	該当する	該当しない

※1 資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。

※2 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。
・発行済株式の総数又は出資価額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している者

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

注) 上記項目の資本金10億円以上の法人が2.(1)の2番目の要件で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。

※3 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県
 ※4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(2) 誓約事項

下記「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する	誓約しない
---	------	-------

【移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項】

1 富山県移住支援事業に関する報告等について、富山県及び富山県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。

2 富山県移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録

3 登録後、要件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を県に通知します。

(3)その他

就活ラインとやま登録企業ID	u11_c_162824_0c8ohlA
管理コード(富山県使用順)	

3 添付資料

☐履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書

所 属	人 事 部	職 氏 名	課 長 富 山 次 郎
電 話	076-444-4558	E-mail	zirou@pref.toyama.lg.jp

- ① 申請書を記入or入力（左記申請書）
↓
- ② 添付書類と併せて、県へ提出
↓
- ③ 県が確認後、電子メール
（atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp）にて
「承認通知」を送付。

※その後、求人情報登録画面で
「移住支援金対象求人」入力手続きが
可能となります。

記載例に添って、記入（入力）をお願いします。

②対象法人登録申請(4)

申請様式（記載例）

(様式 4)

富山県知事 新田 八朗 殿

申請年月日 2025年4月1日

【記載例】富山県移住支援金対象法人に係る登録申請書

下記のとおり富山県移住支援金対象法人の登録を申請します。

1 申請者欄

フリガナ	トヤマタロウカブシキガイシャ	フリガナ	トヤマ タロウ
法人名	富山太郎株式会社	法人の代表者氏名	富山 太郎
本店所在地	〒930-8501 富山県富山市新緑曲輪1-7	電話番号	076-444-4558
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		

法人番号を13桁で記入してください。

2 申請者に係る確認事項（該当する欄に○を付けてください）

(1) 国が定める共通要件

官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと	☒ 該当する	☐ 該当しない
資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（※1）ではないこと。	☒ 該当する	☐ 該当しない
みなし大企業ではないこと（※2）	☒ 該当する	☐ 該当しない
本店所在地が東京圏（※3）のうち条件不利地域（※4）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。	☒ 該当する	☐ 該当しない
雇用保険の適用事業主であること	☒ 該当する	☐ 該当しない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託事業を営む者でないこと。	☒ 該当する	☐ 該当しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	☒ 該当する	☐ 該当しない

※1 資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。
 ※2 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。
 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人。
 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人。
 ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人。
 注）上記項目の資本金10億円以上の法人が2、（1）の2番目の要件で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当該資本金10億円以上の法人として考慮しない。
 ※3 東京部、神奈川部、埼玉中部、埼玉東部及び千葉東部
 ※4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(2) 誓約事項

下記「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	☒ 誓約する	☐ 誓約しない
---	---------------------------------------	-----------------------------

【移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項】

- 1 富山県移住支援事業に関する報告等について、富山県及び富山県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。
- 2 富山県移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。
- 3 登録後、要件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を県に通知します。

(3) その他

就活ラインとやま登録企業ID	slt_c_162824_0c8ohLA
----------------	----------------------

3 添付資料

☐ 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書

（担当者）

所属	人事部	職氏名	課長 富山 次郎
電話	076-444-4558	E-mail	ziruou@pref.toyama.lg.jp

「就活ラインとやま」登録企業ID

slt_c_162824_0c8ohLA

※就活ラインとやまにログインする際の
企業IDを記載してください。

就活ラインとやま

企業検索

求人検索

インターンシップ検索

ログイン

新規登録

MENU

ログインID

slt_c_162824_0c8ohLA

パスワード

ログイン

パスワードを忘れた場合はお問い合わせフォームの「企業情報」の項目からお問い合わせください。

企業ログイン

＜ステップⅢ＞
③「就活ラインとやま」
求人情報登録

③「就活ラインとやま」求人情報登録(1)

「就活ラインとやま 企業マイページ」にログイン

URL : <https://shukatsu-line.pref.toyama.lg.jp/corporation-page/login>



就活ラインとやま

企業検索 求人検索 インターンシップ検索 ログイン 新規登録 MENU

個人ログイン
企業ログイン
学校関係者ログイン
保護者向けログイン

企業ログイン

ログインID

パスワード

ログイン

パスワードを忘れた場合は[お問い合わせフォーム](#)の「企業情報」の項目からお問い合わせください。

企業マイページにて、
『求人』→『新規作成』 ボタンをクリックします

 企業ページ

ダッシュボード

登録情報

求人

新規作成

求人一覧

仮登録求人一覧

求人応募一覧

インターン

求職者

お知らせ

退会

マニュアル

求人

HOME / 求人 / 新規作成

移住支援金対象求人

※移住支援金制度については、[こちら](#)をご覧ください。

移住支援金対象

週20時間以上の無期雇用契約、かつ、勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域であるもの

☐ 対象である

☐ 対象でない

※東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、※条件不利地域…「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）

求人を登録される企業の皆様へ

「就活ラインとやま」への新規求人の登録にあたって、職業安定法に基づき、登録される求人が求人不受理の対象に該当しないことについての自己申告をお願いしております。

以下より、「求人不受理の自己申告書」に必ずご回答いただきますようお願いいたします。

ご提出いただけない場合は、求人の掲載が出来ませんのでご注意ください。

【求人不受理の自己申告書】は、[こちら](#)からご記入ください。

求人情報

求人名(募集職種名) *

職種 職業分類大分類 *

選択してください

14

③「就活ラインとやま」求人情報登録(3)

- ①移住支援金対象求人
「対象である」をクリック
- ②以降の項目を入力

○すでに移住支援金の要件を満たす求人情報を掲載している場合も、「移住支援金対象求人」として求人情報登録手続きが必要です。

富山県 企業ページ

求人

移住支援金対象求人

※移住支援金制度については、[こちら](#)をご覧ください。

移住支援金対象求人

週20時間以上の無期雇用契約、かつ、勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域であるもの

☒ 対象である

☐ 対象ではない

※東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、※条件不利地域…「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）

求人情報

求人名(募集職種名) *

職種 職業分

選択してく

移住支援金対象求人は、
「対象である」にチェックした上で、
求人情報を入力してください。

※「対象法人登録申請」をお済みでない法人は、選択できません。

○対象法人登録済みにも関わらず、
「対象である」を選択できない場合には、お手数ですが、
『富山県人材確保推進課
TEL.076-444-4558』
までご連絡ください。

※県から「承認通知」のメール受信後、移住支援金対象求人の求人情報登録が可能となります。

③「就活ラインとやま」 求人情報登録(4)

求人情報

求人名(募集職種名) *

職種 職業分類大分類 *

選択してください



就業場所 郵便番号 *

職種 職業分類中分類 *

選択してください



就業場所 都道府県名 *

選択してください



職種 職業分類小分類 *

選択してください



就業場所 市区町村名 *

選択してください



求人内容 *

就業場所 町字名 *

求人人数 *

就業場所 丁目番地号 *

(半角英数字・ハイフン区切り)

(半角数字)

就活ラインとやまへの掲載(非公開) *

☒ 掲載する ☐ 掲載しない

応募受付 応募フォーム

(半角数字)

情報運動に同意(非公開) *

☒ 同意する ☐ 同意しない

※PDFファイルへのURLリンクは禁止

※求人票閲覧のためにログイン等が必要なサイト禁止

仮登録

①求人情報を入力

②入力が完了したら、
『仮登録』をクリック

求人登録にあたり、
ご不明な点があれば下記までご連絡ください。
連絡先：富山くらし・しごと支援センター
TEL：0120-108-250

③「就活ラインとやま」求人情報登録(5)

企業マイページにて、『仮登録求人一覧』から該当求人を確認し、
内容に問題がなければ『申請する』をクリック

企業ページ

ダッシュボード

登録情報

求人

新規作成

求人一覧

仮登録求人一覧

求人応募一覧

インターン

求職者

お知らせ

退会

マニュアル

(半角数字)

応募受付 ウェブサイト

(半角数字)

応募受付 応募フォーム

(半角数字)

※PDFファイルへのURLリンクは禁止
※求人票閲覧のためにログイン等が必要なサイト 禁止

採用担当者連絡先(非公開) メールアドレス *

(半角文字)

atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp

就活ラインとやまへの掲載(非公開) *

☒ 掲載する ☐ 掲載しない

情報連動に同意(非公開) *

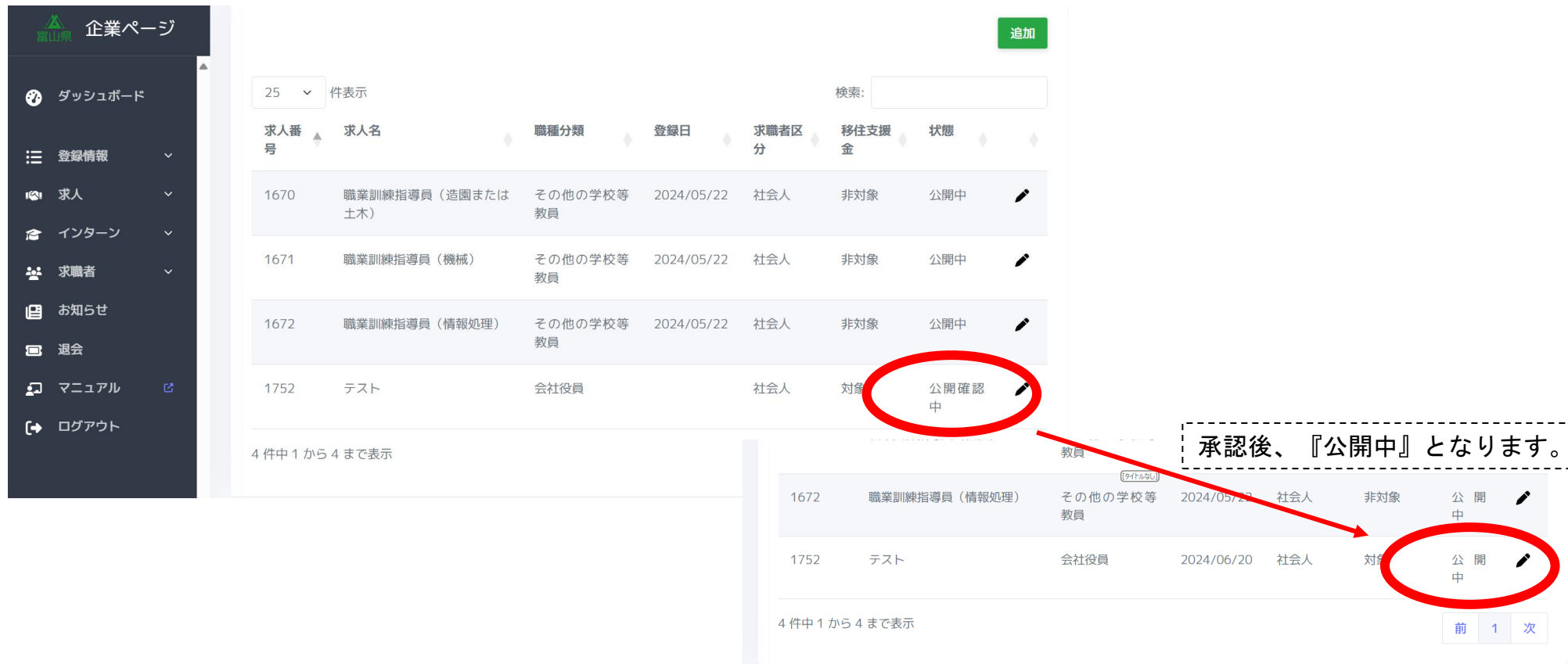
☒ 同意する ☐ 同意しない

仮登録

申請する

③「就活ラインとやま」 求人情報登録(6)

申請後、求人一覧に追加され、『公開確認中』となります。
富山くらし・しごと支援センターで承認後、公開されます。



求人番号	求人名	職種分類	登録日	求職者区分	移住支援金	状態
1670	職業訓練指導員（造園または土木）	その他の学校等 教員	2024/05/22	社会人	非対象	公開中
1671	職業訓練指導員（機械）	その他の学校等 教員	2024/05/22	社会人	非対象	公開中
1672	職業訓練指導員（情報処理）	その他の学校等 教員	2024/05/22	社会人	非対象	公開中
1752	テスト	会社役員		社会人	対象	公開確認中

4件中1 から 4 まで表示

承認後、『公開中』となります。

求人番号	求人名	職種分類	登録日	求職者区分	移住支援金	状態
1672	職業訓練指導員（情報処理）	その他の学校等 教員	2024/05/22	社会人	非対象	公開中
1752	テスト	会社役員	2024/06/20	社会人	対象	公開中

4件中1 から 4 まで表示

※求人登録の内容について確認が必要な場合は、富山くらし・しごと支援センターより、
ご担当者様に連絡しますので、ご対応をお願いします。

【登録後の流れ】

※移住支援金対象の求人情報掲載画面（イメージ）



企業検索 求人検索 インターンシップ検索 [マイページ](#) [新規登録](#)

MENU

富山県の求人を探す

該当企業 **4** 件が見つかりました

現在の検索条件

企業名や職種など、キーワードで検索 

条件を変更する

該当 **4** 件 [条件をクリア](#)

検索する

☒ 学生対象

更新日の新しい順

NEW

正社員 社会人 移住支援金対象

求人番号1752

テスト

富山県庁（職業訓練指導員の募集）

富山市

月給 0.0~0.0万円

正社員 社会人

求人番号1672

職業訓練指導員（情報処理）

富山県庁（職業訓練指導員の募集）

富山市

月給 210,600~210,600

正社員 社会人

求人番号1671

職業訓練指導員（機械）

富山県庁（職業訓練指導員の募集）

正社員 社会人

求人番号1670

職業訓練指導員（造園または土木）

富山県庁（職業訓練指導員の募集）

⑤制度対象者が対象求人に就業した後の手続きについて(1)

(様式2-1)

富山市長宛て

居住地の市町村を記載ください。

就業証明書様式 (記載例)

就業3か月後より申請
可能です。

2024年7月11日

所在地 富山県富山市新総曲輪1-7

法人名 富山太郎株式会社

代表者名 富山 太郎

電話番号 076-444-4608

担当者(職・氏名) 職 人事部 課長

氏名 富山 次郎

【記載例】就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	移住 花子
勤務者住所	富山県富山市新総曲輪7-38
勤務先所在地	申請時の勤務先を記載 ください。 富山県富山市新総曲輪1-7
勤務先電話番号	076-444-4496
就業年月日	2024年4月10日
応募受付年月日	求人票への応募を受け 付けた日を記載ください。 2024年4月1日
求人への応募方法	就活ラインとやま
就活ラインとやま 求人番号	0000
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※就活ラインとやま 掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル 人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

富山県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、富山県及び市町村の求めに応じて、同富山県及び県内の市町村に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

【就業証明書の発行】

制度対象者から求めがあった場合、
就活ラインとやま掲載の求人番号や
雇用形態、応募日等を確認できる、
『就業証明書』の発行をお願いします。

時期：対象者の終業後1年以内

⑤制度対象者が対象求人に就業した後の手続きについて(2)

(様式2)

【記載例】在職証明書

勤務者名	移住 花子
勤務者住所	富山県富山市新桜町7-38
勤務先所在地	富山県富山市新総曲輪1-7
勤務先電話番号	076-444-4496
就業年月日	2024年4月10日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用

上記のとおりであることを証明いたします。

2025年 7月20日

所在地 富山県富山市新総曲輪1-7
事業者名 富山太郎株式会社 印
代表者名 富山 太郎
電話番号 076-444-4608
担当者 人事部部長 富山 次郎

【支援金支給後の就業継続の確認（1年後）】

申請から1年後に申請を受けた市町村から就業先に対し、対象者の就業状況確認のため「在職証明書」の提出を依頼しますので、対応願います。

※確認時期を申請から1年後とするのは、下記のとおり返還要件が決められているためです。

【返還対象者の要件】

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合